

監 督 処 分 情 報

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	S I E G－K株式会社
主たる営業所の所在地	兵庫県尼崎市
許可番号	兵庫県知事（般－6）第 219795 号
許可を受けている建設業の種類	電、通

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 8 年 7 月 24 日
根拠法令	建設業法第 29 条第 1 項第 2 号（同法第 8 条第 8 号該当）
処分の内容	
建設業法第29条第 1 項第 2 号の規定に基づく建設業許可の取消	
処分の原因となった事実	
S I E G－K株式会社の代表取締役は、刑法の規定により罰金刑に処せられ、その刑の執行が令和 4 年 4 月 5 日及び令和 4 年 11 月 22 日にそれぞれ終了した。 このことは、建設業法第 29 条第 1 項第 2 号に該当するものであるが、同社は、同法第 11 条第 5 項に基づく届け出を行わず、また、令和 6 年 10 月 24 日期限の建設業許可の更新申請にあたり、欠格要件に該当しないと偽って更新の許可を受けた。 このことは建設業法第 29 条第 1 項第 7 号に該当する。	